

植田小学校仮設校舎賃貸借仕様書

第 1 章 総則

1 - 1 一般事項

設置場所 : 植田小学校 (高松市西植田町 2337 地内)
主要用途 : 学校 (仮設教室)
構 造 : 軽量鉄骨造 3 階建て
規 模 : 延べ面積 7 7 0 m²程度
 その他 移設工事、撤去工事 一式
設置期限 : 令和 8 年 7 月 3 1 日
目 的 : 植田小学校北棟校舎改修工事に伴う代替え校舎

1 - 2 契約条件

賃貸借期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで 2 0 か月

- ・ 賃貸借期間の短縮又は延長及びそれに伴う契約期間の変更については、別途協議とする。
- ・ 賃貸借期間終了後は、速やかに手続を行い、解体及び粗整地を行うこと。また、解体及び粗整地にかかる費用は本契約に含む。
- ・ この期間中は、建物の正常な機能を保持するため、定期保守点検、修理及び調整を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い正常な状態で使用できるようにすること。
- ・ 契約期間内においては、対象物件に私権設定をし、担保に供してはならない。

1 - 3 支払い条件

- ・ 前 金 : 無
- ・ 部分 払 い : 無
- ・ 令和 8 年度 : 8 月～ 3 月分の計 8 回
- ・ 令和 9 年度 : 4 月～ 3 月分の計 1 2 回

1 - 4 適用範囲

当該建設工事に当たっては、本仕様書及び参考図面に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で市と協議し決定するものとする。

1 - 5 作成図書

- ・ 設計にあたっては、関係法令を遵守すること。契約締結後、速やかに本仕様書及び特記仕様

書、図面にに基づき、詳細設計及び計画通知、仮設建築物の許可等の申請資料等の作成を行い、事前相談・許認可申請等の手続きを受注者の責で完成させること。

- ・受注者が作成する一般的な設計図書（以下「設計図書」という。）は、仮設計画図、建築図、電気設備図、給排水衛生設備図、その他設備施工図、諸官庁提出図面（構造図、構造計画書、計画通知）、その他必要図書とする。なお、平面図の各諸室は必ず設け、面積は平面図の面積と同程度とする。備品リスト、設備諸元表の記載の仕様と同程度のものとする。
- ・施工前に、設計図書を市に提出し、市（市の監督員及び委託監督員）と協議を行うこと。

1－6 申請及び手続き

- ・建物設置に伴う諸手続き（建築許可申請、計画通知書、省エネ法、消防法等の関係法令書類の作成及び提出等、書類作成に必要な敷地測量）は、すべて受注者の費用負担とする。なお、計画通知副本、建築許可書、60条証明、地盤調査等、各種申請に関するデータ及び写しを賃貸借開始までに提出すること。
- ・既存建築物で建築基準法等法律上支障がある場合は、別途対応とする。

1－7 使用材料等

- ・本体鉄骨部材等においてリユース部材の使用は可とするが、品質の確認を行い、安全性を十分担保すること。
- ・鉄骨製作に当たっては、品質確保の観点から受注者工場（関連工場除く）での製作・整備・加工・出荷が可能であり、受注者工場である旨、証明する書類を市に提出すること。
- ・原材料、部材等については、JIS、JAS 規格品を使用すること。

1－8 工事監理業務

- ・受注者は工事監理者を任命し、計画通知に伴う建築基準法上等の着工前から完了までの検査及び諸手続きに関する以下監理業務を行う。
 - （1）着工前手続き
 - （2）施工計画等の確認、検査確認等、施工中手続き
 - （3）完了時手続き、検査立会等

1－9 施工体制等

- ・工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。また、工事車両の搬入は、事前に学校及び近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。
- ・基礎工事において、杭は極力使用しないものとし、地盤改良等で対応すること。

1－10 疑義

- ・工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

1－11 安全対策

- ・工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。
- ・工事中、必要に応じ交通整理員を配置し、施工すること。
- ・現場作業時間は、原則として月曜日から土曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時までとする。
- ・工事可能日・時間が制限される場合があるため、学校と十分協議のうえ、作業を行うこと。
- ・事故及び苦情が発生した場合は、速やかに対応し、処置内容を市担当者に連絡すること。
- ・工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、振動、防塵等においても、学校及び近隣に配慮した計画とすること。特に児童、職員の安全確保には細心の注意を払うこと。

1－12 備品等の移設

改修前の北棟校舎及び南棟校舎から仮設校舎棟へ、工事完了後に既存校舎棟への計2回とし、備品等の移設、その際の廃棄物に関する費用は全て受注者負担とする。

1－13 不当要求行為の排除対策

受注者は、高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成19年6月1日施工）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- （2）暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- （3）協力者がある場合においては、当該協力者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該協力者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

1－14 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

第2章 施工計画

2－1 一般共通事項

- | | | |
|----------------|---------------------------------------|---|
| (1) 事前現場調査 | ☒ 可 | ☐ 不可 |
| (2) 官公庁その他への届出 | ☐ 市 | ☒ 受注者 |

2－2 仮設工事

- | | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| (1) 現場事務所 | ☒ 要 | ☐ 不要 |
| (2) 工事用仮設トイレ | ☒ 要 | ☐ 不要 |
| (3) 工事用水 | ☐ 支給 | ☒ 受注者負担 |
| (4) 工事用電力 | ☐ 支給 | ☒ 受注者負担 |
| (5) 仮囲い | ☒ 要 | ☐ 任意（受注者が安全を確保） |
| (6) 交通整理員 | ☒ 要 | ☐ 任意（受注者が安全を確保） |

2－3 土工事

- (1) GL は事前に高低差測量を行い協議の上決定する。
- (2) 建設発生土を含む発生材が生じた場合は、協議の上、法に則って適切に処分すること。
- (3) 再生碎石の使用 ☒可 ☐不可
- (4) 地質調査資料の有無 ☒有（参考） ☐無

受注者負担において平板載荷試験等を実施し、構造耐力上必要な地耐力の確認及び不同沈下が起きない旨等の検討を行うこと。また、地盤改良等が必要な場合は別途高松市と協議を行うこと。

2-4 本体工事

- (1) コンクリート強度は設計強度 21N/mm²以上とする。
- (2) 床の積載荷重 ☒建築基準法による ☐市構造基準による
- (3) 鉄骨の規格 ☐受注者規定による ☒ISO9001 認定工場のもの
又は JIS 規格適合品
- (4) 鉄骨錆止め塗装 ☒建築工事標準仕様書を適用 ☐自社規定による

2-5 仕上工事

- (1) 外部仕上材仕様 ☐受注者規定による ☒本仕様書 3-3 (1) による
- (2) 内部仕上材仕様 ☐受注者規定による ☒本仕様書 3-3 (2) による

2-6 設備

- (1) 給排水衛生、空調、強電及び弱電等を設置すること。
- (2) 衛生器具等は事前に市と協議の上施工すること。
- (3) 照明器具、コンセント、その他弱電機器等の設置場所は事前に市と協議の上施工すること。

2-7 移設工事

仮設校舎建設に際し、別紙移設リスト記載項目の移設工事を行うこと。
なお、詳細は別紙移設リストを参考にする。

2-8 撤去工事

仮設校舎建設に際し、別紙移設リスト記載項目の撤去工事を行うこと。
なお、詳細は別紙撤去リストを参考にする。

2-9 その他

- (1) 地上障害物の処理 ☐指定場所に移設 ☐指定場所へ処分
(遊具・倉庫等) ☐受注者の責任において処分 ☒別途協議

- | | | |
|-----------------------------------|---|--|
| (2) 地中障害物の処理
(散水設備等) | ☐ 指定場所に移設
☐ 受注者の責任において処分 | ☐ 指定場所へ処分
☒ 別途協議 |
| (3) セキュリティ
※引渡し後、高松市負担において加入予定 | ☒ 別途加入 | ☐ 非加入 |
| (4) 清掃契約 | ☐ 要 | ☒ 不要 |
| (5) 試験（設備関係） | ☐ 要 | ☒ 受注者規定による |
| (6) ガス | ☐ 要 | ☒ 不要 |
| (7) ケーブルテレビ | ☐ 要 | ☒ 不要 |
| (8) プロバイダー | ☐ 要 | ☒ 不要 |
| (9) 避難器具 | ☒ 要（点検は別） | ☐ 別途 |
| (10) 消防用設備 | ☒ 要 | ☐ 別途 |
| (11) 昇降機 | ☐ 要 | ☒ 不要 |
| (12) 受水槽 | ☒ 要 | ☐ 不要 |
- （タンク付加圧ポンプ設置）

第3章 工事計画

3-1 敷地の状況

- ・敷地面積：16,669㎡
- ・用途地域等：都市計画区域外
- ・防火地域等：指定なし

3-2 構造・規模等

- ・校舎棟：鉄骨造3階建て（プレハブ）
 - 基礎 鉄筋コンクリート造布基礎又は受注者仕様のもの
 - 柱状改良、杭打ちが必要になった際は受注者負担とする。
 - 軸組 軽量鉄骨ブレース造（内ブレース）
 - 規模 建築面積 276.9㎡、延べ面積 763.83㎡程度

3-3 建築工事

(1) 外部仕上げ

・校舎棟

- 屋根／上弦材：ガルバリウム鋼板 t 0.6 山高H90
- 断熱材：グラスウール（10kg／m³） t 100
- 下弦材：ガルバリウム鋼板 t 0.6 山高H90 裏面：不燃[°] t 4
- 外壁／窯業系サウンディングボード t 15 以上（金具止め工法・横張）

透湿防水シート・銅製胴縁

日除けシート（基礎共）

窓／アルミサッシ 受注者仕様による。

但しサッシ性能については、3階建て校舎であり平穏な教育環境の確保のため、S-3、A-4、W-3同等以上の性能を必要とし、サッシの落下防止措置を行うこと。

ガラス／出入口、窓共に強化ガラスとする。

1階床／土間コンクリート金コテ押え t120 ワイヤーマッシュ φ6

防湿ポリエチレンフォーム t0.15 砕石 t100 盛土

2階床／針葉樹合板 t12 強化石膏ボード t15 デッキプレート t1.6

（2）内部仕上げ

・校舎棟

1F床／長尺塩ビシート 床パネル

2F床／長尺塩ビシート 床パネル＋合板

3F床／長尺塩ビシート 床パネル＋合板

壁／パネル仕上げ又は化粧PB下地LGS

天井／パネル仕上げ

※教室は、床から天井高さ 2.7m程度を確保

（3）その他

- ・仮設校舎建設のための仮囲いについては、市担当者と協議の上位置等を決定すること。
また、工事進捗に応じて、盛替えること。
- ・建物出入口（南棟連絡口、保健室、どんぐりっ子教室 出入口等）には庇を設けること。
- ・階段や踊り場には両側に手摺を設けること。
- ・品質、安全確保のため、構造及び設備に関して構造一級建築士かつ設備一級建築士が関与し、設計の適合性を確認できる体制を構築すること。（資格証の提出を求める）
- ・本仕様書に疑義が生じた場合、賃貸人は市担当者と協議の上決定する。
- ・工事にあたっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。

3-4 電気設備工事

- ・原則として電線、ケーブル類は一般ケーブルとし、露出する配線は電線管等により保護するものとする。
- ・仮設校舎等に支障となる既設電気配線等の撤去、切り回しが必要となった場合は、別途協議とする。

（1）受変電設備

- ・受変電設備は既設キュービクルに配線用遮断器を設置することを想定している。

（2）幹線設備

- ・仮設校舎の電灯までの配管・配線及び機器の取付け一式とする。
- ・幹線は人が触れないよう敷設すること。

【仮設校舎 電気（参考図）】

(3) 動力設備・電灯・コンセント設備

(動力)

- ・各階空調への電力供給のため、動力盤を設置し、二次側配線工事を行うこと。

(電灯・コンセント)

- ・各階に分電盤を設けること。
- ・屋外、水回りに設置するコンセント回路用分岐開閉器は ELB とすること。
- ・設備諸元表により必要諸室にコンセントを設けること。また、位置に関しては市担当者と協議の上決定する。
- ・屋外、水回りに設置するコンセントは防水仕様とすること。
- ・タブレット充電箱用電源は単独回路とすること。
- ・コンセントは口数を満たすと共に、調査の上容量を満たすこと。
- ・電灯等スイッチ類は各室、昇降口、廊下等適切な箇所設置すること。
- ・照度基準については、J I S 基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。

ア 教室 : 500 lx 以上

イ 廊下、トイレ : 200 lx 以上

ウ 倉庫 : 100 lx 以上

- ・照明器具については、ランニングコスト削減を図るため LED 照明とする。また、日常の教育に支障がないよう必要な台数を設置すること。

(4) 電話設備

- ・仮設校舎用の電話主装置（増設架）を設置し、既存電話主装置（既存南棟校舎 1F 職員室）と接続すること。
- ・電話主装置から各諸室までの配管・配線を行うこと。
- ・諸元表を参照の上、各居室当箇所に端子及び電話機を設置すること。
- ・仮設校舎で設置した電話機から既設校舎への内線電話及び一斉放送を可能とすること。

(5) テレビ共聴設備

- ・屋上又は外壁に UHF アンテナを設置すること。
- ・諸元表を参照の上、各居室当箇所に端子を設置し、テレビ視聴を可能とすること。

(6) 情報通信用配管・配線設備

- ・仮設校舎への引込み及び HUB・無線アクセスポイント移設は別途発注を行う。本業務では引込配線ルートの確保を行うこと。
- ・仮設校舎内の LAN 設備として、配線（Cat6A・Cat6）、HUB 収納箱及び情報端子（無線アクセスポイント用、PC 接続用）を設置すること。
- ・工事は市担当者及びその指定業者と十分に協議を行うこと。

(7) 防災設備

- ・防災設備として次の設備一式を法令に基づき整備すること。また、既存校舎棟と連動できるよう配線の敷設を行うこと。
 - ア 自動火災報知設備
消防関係法令に基づく自動火災報知設備を設置すること。
 - イ 非常用照明設備
非常用照明設備は、建築基準法関係法令で定められた設置義務のある部分に施設すること。
 - ウ 誘導灯設備
法令上必要な個数を設置すること。
 - エ 非常放送設備
非常放送設備を設置し、既設と連動すること。

(8) 放送設備

- ・既存校舎からの一般放送が可能なように、配線、配管を行うこと。
(放送室：既存南棟校舎 2F)
- ・諸元表を参照の上、各居室及び廊下にスピーカー設置し、配線・配管を行うこと。

(9) 時計設備

- ・諸元表を参照の上、各居室当箇所に電波時計（壁掛け式）を設置すること。

(10) その他

- ・その他関係法令等で設置義務が生じる設備については、本契約において整備すること。

3-5 給排水設備工事

(1) 給水・給湯設備

- ・南棟高架水槽 2 次側の給水管より分岐して、各必要箇所へ供給を行うこと。
- ・給水配管は HIVP 管とし、原則保温を設置する。
- ・仮設のタンク付加圧ポンプを設置し、仮設校舎へ供給を行うこと。
(参考品番 KFET5-32A1.1)
- ・手続に要する費用及び申請事務費は本工事に含むものとする。
- ・給水設備の工事は、香川県広域水道企業団水道事業給水条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。

(2) 排水・通気設備

- ・汚水排水は、既存汚水桝に接続すること。ただし、現地調査の上、既存排水管及び公設桝が利用不可の場合、必要に応じて新設すること。
- ・契約終了時には、現状に復旧すること。
- ・污水管との接続は、自然流下を原則とするが、構造的に不可能な場合は、中継用污水槽を設けポンプによる排水も可とする。
- ・原則、配管種は VP 管とすること。

- ・汚水・排水管の必要な箇所には有効な通気管を設け、3 階天井まで立上げて外部開放すること。
- ・手続に要する費用および申請事務手数料は工事に含むものとする。

(3) 雨水排水設備

- ・堅樋からの雨水を枡で受け、雨水設備（側溝等）に接続すること。

(4) 衛生器具設備

- ・各階、各部必要な箇所に手洗所を設けること。（仮設校舎平面図による）
- ・SK は各手洗所に 1 箇所以上設置すること。
- ・大便器(タンク式)、小便器は節水型とすること。
- ・各手洗所の水栓形状はレバー水栓とする。
- ・便器は普通便座とし、暖房便座、温水洗浄便座は設置しないこととする。
- ・紙巻器は各便器に 1 箇所設置すること。
- ・手洗所には洗面器及び化粧鏡を設置すること。
- ・2、3 階の廊下にステンレス製流し台を設けること。

3－6 空気調和設備

(1) 空気調和設備

- ・諸元表記載の必要諸室に仮設の空冷ヒートポンプエアコンを設置すること。
- ・仕様は新冷媒・天井吊型・インバーター形式とする。
- ・能力は下記を参照の上、選定を行うこと。
各居室：冷房 200[W/m²]以上、暖房 220[W/m²]以上 なお能力上不足となる恐れのある箇所に関しては、仕様を上げるなど考慮すること。
- ・室外機はガード付きとし、外部に設置すること。さらに、児童が直接手を触れることが可能な室外機を設置する場合は防護フェンス等を設置すること。
- ・リモコンは教室内入口付近の学校が指定する場所に設置すること。
- ・冷媒管の保温厚さは液管 10 mm 以上、ガス管 20 mm 以上とすること。

(2) 換気設備

- ・諸元表記載の各居室に換気扇を設けること。
- ・3 階天井裏には夏季の熱射対策として、屋根裏換気を確保すること。
- ・換気扇の外部に雨等の吹込み対策を講じること。
- ・換気は 24H 換気に対応したものとする。

3－7 消火設備

- ・法及び所轄消防署指導に従い、各階にパッケージ型消火設備を設置すること。
- ・全館に消防法に準じた消火器を設置すること。
- ・設置については、所轄消防署と十分協議し、必要な手続きを行うこと。

3-8 仮設校舎等の設置に干渉する配管の切替えについて

- ・仮設校舎の設置にあたり、以下の配管については、既存校舎の機能に支障が出ないように、配管経路変更等の切替え作業を実施すること。また、配管の切替え及び撤去時の作業を考慮して、バルブ等を設置すること。
- ・切替え作業に当たっては、関連する法令や条例を遵守のうえ、実施すること。
- ・仮設校舎撤去時の配管撤去については、切替えのために設置した配管及び機能上役割が無くなる既設配管については撤去すること。
- ・残置とする場合については、事前に市と協議のうえ残置とする。
- ・配管の切替えに伴い、既存校舎の機能が一時的に停止する場合は、事前に市と協議のうえ着手とする。

(1) 対象配管

- ・給水管、排水管、通気管、雨水管、消火管、ガス管

3-9 解体工事

- ・仮設校舎等建設前の原状に復旧すること。(範囲仕様は発注者と協議の上)
- ・仮設配線及び仮設配管を撤去すること。
- ・運動広場は必要に応じて真砂土等で整地を行う。
- ・設置した備品、家具類は、原則撤去とする。

3-10 備品

- ・別紙設備諸元表及び備品リストを参考に実施設計段階で実地調査を行い、リースで対応する備品について高松市教育局総務課及び学校と十分に精査すること。精査の結果、不足する備品はリース対応とすること。
- ・設備機器に必要な電気・給排水・接続工事は本件に含むこと。
- ・リース備品・既存校舎からの移設備品の配置場所については各関係者と協議を行い決定すること。
- ・原則、既存校舎からの移設備品は仮設校舎解体時に撤去処分とすること。また、処分備品については仮設校舎解体前に各関係者と最終確認を行うこと。
- ・必要な備品は下記のとおり

(1) 普通教室(3教室)

- ・正面スチール半曲面黑板 W3,600×H1,200 程度 1ヶ所
- ・背面白板 W3,000×H850 程度 1ヶ所
- ・正面掲示板 W600×H850 程度 1ヶ所
- ・後面掲示板 W600×H850 程度 1ヶ所
- ・生徒用ロッカー 9人用 W1,800 程度 2台
- ・清掃用具入れ 1ヶ所

- ・内外部側窓カーテン
- ・掛け時計（電波） 1ヶ所
- ・電話機 1ヶ所

（２）特別支援教室（２教室）

- ・正面スチール半曲面黒板 W3,600×H1,200 程度 1ヶ所
- ・正面掲示板 W600×H850 程度 1ヶ所
- ・生徒用ロッカー 9人用 W1,800 程度 1台
- ・清掃用具入れ 1ヶ所
- ・内外部側窓カーテン
- ・掛け時計（電波） 1ヶ所
- ・電話機 1ヶ所

（３）保健室

- ・清掃用具入れ 1ヶ所
- ・内外部側窓カーテン
- ・掛け時計（電波） 1ヶ所
- ・電話機 1ヶ所
- ・ミニキッチン

（４）どんぐりっ子教室

- ・正面スチール半曲面黒板 W3,600×H1,200 程度 1ヶ所
- ・背面白板 W3,000×H850 程度 1ヶ所
- ・生徒用ロッカー 9人用 W1,800 程度 3台
- ・清掃用具入れ 1ヶ所
- ・内外部側窓カーテン
- ・掛け時計（電波） 1ヶ所
- ・電話機 1ヶ所
- ・ミニキッチン

（５）用務員室

- ・軽量スチールラックラック W1,800×H1,800 ×D500 程度 5ヶ所
- ・内外部側窓カーテン
- ・掛け時計（電波） 1ヶ所
- ・電話機 1ヶ所
- ・ミニキッチン

（６）教材倉庫

- ・軽量スチールラック（120kg/段） W1,800×H2,100×D600 程度 3ヶ所
- ・外部側窓カーテン

（７）図書室

- ・内外部側窓カーテン

- ・掛け時計（電波） 1ヶ所

（８）倉庫（１室）

- ・軽量スチールラック（120kg/段）W1,800×H2,100×D600 6ヶ所
- ・外部側窓カーテン

３－１１ その他

- ・２階以上の各室の外部建具には、室内側の FL+1200 以上の高さに転落防止手摺を設ける等の転落防止策を講じること。また、各諸室の外部建具（窓）には、落下防止のため外れ留め対策を 3 か所 3 種類以上設置すること。
- ・内部引戸については、指詰め防止策を講じること。
- ・外部建具には戸当りや、指挟み防止等の安全対策を講じること。
- ・各教室の廊下側に欄間を設け、通風、換気及び採光に配慮すること。
- ・出入口の扉は、全て管理用の鍵付きとすること。鍵の区分としては各関係者と協議の上、決定すること。
- ・児童用手洗所の出入口には扉を設けないこととし、廊下から手洗所内は見えないよう配慮すること。
- ・階段手摺端部は、保護カバーを付けること。
- ・安全配慮・構造物、リース備品等は出隅部を面取りした形状とし、止むを得ず角状となる場合はコーナーガード部材等を設置すること。
- ・安全上の配慮が必要と思われる箇所には開放制限を行うこと。
- ・全ての家具（移設備品）に転倒防止を設置し、重量物を設置する場合には、床補強すること。なお、家具等の固定は引越作業時に行うこと。

第４章 引き渡し

４－１ 引き渡し検査

- ・受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨をに通知しなければならない。
- ・市は完了の通知を受けたときは、速やかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- ・引き渡し検査合格後、市は速やかに引渡しを受けるものとする。
- ・受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
- ・引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品（貸与品）、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。
- ・引き渡し検査合格後、賃貸借開始前には学校関係者を対象とした取扱説明会を開催すること。

４－２ 維持管理

受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。

市は、物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、その以外の事項については、その都度協議により決定する。

(1) 公租公課	☐ 市	☒ 受注者
(2) 火災保険	☐ 市	☒ 受注者
(3) 法定点検	☒ 市	☐ 受注者
(4) 各種消耗品	☒ 市	☐ 受注者
(5) 電気料金	☒ 市	☐ 受注者
(6) 上下水道使用料	☒ 市	☐ 受注者
(7) 清掃	☒ 市	☐ 受注者
(8) セキュリティ	☒ 市	☐ 受注者
(9) 通信費	☒ 市	☐ 受注者
(10) 保守点検	☐ 市	☒ 受注者

4-3 その他

- ・ 供用開始前に「学校環境衛生の基準」によるVOCの検査を実施し、6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチレン、パラジクロロベンゼン）について基準以下であることを確認すること。（測定対象室：3室18検体）
- ・ 居室内装に用いる建材についてはF☆☆☆☆製品その他、VOC対策を施した製品を使用すること。
- ・ 屋根裏等に用いる建材についてはF☆☆☆☆製品又はF☆☆☆☆製品を使用すること。

第5章 備品移設

5-1 業務の内容

北棟校舎改修に伴い、既存北棟校舎及び既存南棟校舎（普通教室1室）から仮設校舎棟へ備品及び物品を運搬する（一部音楽室については、北棟校舎から南棟校舎へ移設を行う）。また、改修工事完了後に北棟校舎へ再度運搬を行う。備品は、生徒用机、椅子、収納棚及び内部備品等を対象とする。対象の移設物は備品リストのとおり（ただし、規格等の数値は参考）

5-2 業務日

作業時間は原則として、午前8時30分から午後5時までの間とする。

1回目：令和8年8月1日から令和8年8月21日の期間で、土日、祝日も作業日に含む。

2回目：令和9年3月20日から令和9年3月27日の期間で、土日、祝日も作業日に含む。

5-3 一般事項

(1) 準備

- ・当日の運搬作業が円滑に行えるようその手順について学校と十分に協議し、準備作業について学校側に説明すること。
- ・説明前に資料を教員分作成し、事前配布すること。
- ・運搬用のダンボール箱、コンテナ及び緩衝材等の資材を適宜提供すること。
- ・ダンボール箱は令和8年7月21日までに(300ヶ)学校に配布すること。
- ・不足となった際は学校と協議の上、随時配布すること。
- ・ダンボール箱等に貼付けする移転用ラベル、ガムテープ等を用意すること。
- ・学校側は、机・保管庫等の中身を出し、ダンボール箱等に梱包すると共に、移転用ラベルに移動先を記載し箱等に貼付けする。

(2) 養生

- ・運搬の際に施設等を損傷しないよう十分に配慮すること。
- ・2回目の運搬については、既存校舎棟の損傷等防止の為、運搬経路全体(床、壁、出入口等)に適切な養生を行うこと。
- ・運搬時に学校の施設・設備を破損した場合は、速やかに学校担当者に連絡し、指示を受けると共に、受注者の負担で修繕すること。

(3) 運搬

- ・受注者は、業務責任者を配置し、円滑に指定場所へ運搬し、設置(机・保管庫等の引出し、扉、棚板等の取付を含む。)を行うこと。
- ・運搬物品について、運搬作業中に破損等した場合は、受注者の負担において原状回復すること。
- ・運搬の際は、敷地内経路及び各建物内経路について、学校担当者と協議すること。また、通行及び駐車について、学校担当者と協議し、安全管理を行うこと。
- ・移設の際、現状確認後、使用不可能な場合は、本市担当者と協議すること。

設備諸元表

※各諸室の欄について、○印は仮設校舎賃貸借工事で設置とする

室名	電気設備									機械設備					備考	
	コンセント	情報端子		電話		テレビ 端子	放送設備		時計	自火報	空調	換気	衛生			
	壁	AP用 (Cat6A)	PC接続用 (Cat6)	端子	電話機 (内線)		スピーカー	アッテ ネータ			エアコン	換気扇	給排水	給湯 電気温水器		ガス 電気温水器
【仮設校舎1F】																
WC (男)	○											○	○			
WC (女)	○											○	○			
保健室	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
どんぐりっ子	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
用務員室	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	
倉庫	○						○	○		○		○				
倉庫(階段下)	○						○	○		○		○				
階段							○			○						
廊下							○			○						
【仮設校舎2F】																
3年	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
特別支援(わかば)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
特別支援(ふたば)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
4年	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
階段							○			○			○			
廊下							○			○			○			
【仮設校舎3F】																
図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
教材倉庫	○						○	○		○		○				
5年	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
廊下							○			○			○			